

3 定員階級別施設の状況

定員を調査している施設の種類の定員階級別にみると、「障害者支援施設等」、「その他の社会福祉施設等」などで30人以下が最も多くなっている。また、「保護施設」、「児童福祉施設」などでは51～100人が最も多くなっている。(表3、統計表第8表)

表3 施設の種類の別による定員階級別施設の構成割合

(単位:%)

平成22年10月1日現在

	総数	30人以下	31～49人	50人	51～100人	101～150人	151～200人	201人以上
保護施設	100.0	6.8	2.1	16.5	51.5	16.0	5.9	1.3
老人福祉施設	100.0	28.6	5.0	41.9	21.1	2.6	0.5	0.3
障害者支援施設等 3)	100.0	65.1	8.1	8.5	13.0	1.6	0.2	0.1
身体障害者更生援護施設 4)	100.0	43.0	16.7	15.1	24.3	0.8	0.2	-
知的障害者援護施設 4)	100.0	36.0	21.2	16.2	24.2	1.8	0.2	0.2
精神障害者社会復帰施設 4)	100.0	98.8	1.0	-	0.2	-	-	-
身体障害者社会参加支援施設 5)	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-
婦人保護施設	100.0	66.0	17.0	8.5	8.5	-	-	-
児童福祉施設 6)	100.0	8.1	8.7	2.3	48.7	25.3	4.9	1.9
(再掲)保育所	100.0	4.9	7.9	1.6	51.1	27.4	5.2	2.0
その他の社会福祉施設等	100.0	47.5	19.7	4.3	22.5	3.3	1.2	1.6
(再掲)有料老人ホーム	100.0	45.5	19.6	3.5	24.4	3.7	1.4	1.9

- 注: 1) 調査対象となっている施設のうち、定員について調査を実施した施設のみ、集計している。
 2) 総数には定員不詳の施設を含む。
 3) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
 4) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設をいう。
 5) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。
 6) 児童福祉施設には母子生活支援施設を含まない。